

## 再生可能エネルギーの全量買取に関するオプションについての意見の概要

5月末までに寄せられた  
意見総数は、延べ318件

番号	キーワード	意見内容
<b>I 制度の基本的考え方</b>		
1	全量買取制度に賛成	石油に依存するのは海外にお金を垂れ流しするようなもの。エネルギー安全保障の観点から多少の費用が必要となっても国内における再エネの推進を行うべき。
2	全量買取制度に反対	国の地球温暖化対策全体の目標における買取制度の効果が不明確。系統対策も必要で発電コストの高い再生可能エネルギーを増加させるべきでない。また、発電事業者の利益のために国民全体が負担を負うことは不公平である。
3	他の環境政策の負担とトータルで示すべき	キャップ&トレードや環境税などと一緒に議論し、トータルでの国民負担を明らかにした上で個々の制度設計について国民の理解を得るべき。
4	地球温暖化対策基本法、ロードマップと整合を図るべき	地球温暖化対策基本法の目標(温室効果ガスを2020年までに25%削減、再エネ比率10%)や環境省のロードマップと本制度との整合性を確保するべき。
5	産業の活性化	日本の技術力、国際競争力の向上につながるような制度設計を行うべき。
6	国民的議論	広く周知されているのか疑問であり、低所得者層や中小企業への配慮が必要なので、広く国民的議論をすべき。
7	制度についての前向きな説明を	国民各層に未来への投資として積極的に受け止められるようにすることが必要。産業育成は将来の税収増につながり、次世代の雇用の受け皿にもなるため、足下のコスト増を敬遠するのではなく、将来を見据えた制度設計の議論をすべき。
<b>A. 買取対象にする種類について</b>		
8	あらゆる再生可能エネルギーを対象とするべき	全ての再生可能エネルギーを買取対象とすべき
9	実用化されているものに限って買い取りを行うべき	実用化あるいは実用化見込のあるエネルギーを対象とすべき。
10	非発電事業用のもののみを買取対象とすべき	メガソーラーのように事業が成り立つものは対象外にすべき。
11	全てのバイオマス発電を買取の対象にするべき	バイオマス発電はすべて買取対象とすべき。
12	木質バイオマス資源はカスケード利用を原則とするべき	林地残材を持ち出し、チップ化して利用するには非常にコストがかかる。木材はカスケード利用を原則とするべき。
13	バイオマス: 厳格な認定制度を	林地残材等を認定し、その証明書を伝達していくシステム設計が必要。また、認定制度に違反したときの罰則制度を設けて欲しい。
14	バイオマス: 混焼も買取対象とするべき	混焼は、熱効率がアップするメリットもあるので、混焼の場合でも未利用分の買取対象バイオマス分はその比率に基づき、買取対象とすべき。
15	バイオマス: 制度の対象を拡大すべき	発電に必要なバイオ燃料確保のためにも、範囲の設定に当たっては建設廃材、生木チップ、パーム椰子殻を対象とすべき。未利用エネルギーを国産に限らず海外産のものも買取対象とすべき。国産だけでは量の確保が困難だったり、収集や運搬にコストがかかり、普及が進まない。東南アジアから輸入されるパーム椰子殻(PKS)は、年間を通して安定供給で、かつ、日本の工業製品を東南アジアへ運んだ船を本来であれば空で日本の港へ戻るところを有効活用できるもの。
16	バイオマス: 対象にRDF発電も含めるべき	バイオマスの買取対象は未利用だけでなく、RDF発電も対象とすべき。
17	熱も対象にすべき	熱は省エネに大きな効果があり、買い取りの対象にすべき。
18	コージェネも対象にすべき	コージェネは、費用対効果に優れた低炭素化対策であり、買取対象になれば大幅な省エネ・省CO2になるので、コージェネも買取対象とすべき。欧州では、法律を制定し導入目標を設定しているので、日本も積極的な支援をすべき。
<b>B. 全量買取の範囲について</b>		
19	住宅用太陽光は余剰にすべき	全量だと国民負担が大きくなりすぎることや、メーター付替え費用が発生する。省エネインセンティブの観点からも住宅用太陽光は余剰買取とすべき。
20	住宅用太陽光は選択制にすべき	住宅用太陽光については、余剰と全量の選択制にするべき。
21	住宅用太陽光: 新設は全量、余剰は選択制にするべき	新設は全量、既設は選択制にすべき
22	非住宅用太陽光は全量にすべき	非住宅用太陽光は、余剰の発生がほとんど無いため、全量買取制度の適用にすべき。
23	非住宅用太陽光は全量にすべき	非住宅用の全量適用により、自治体・NPOによる「太陽光市民発電所」の運営をサポートできるので、非住宅用は全量買取にすべき。
24	非住宅用太陽光は余剰買取とすべき	電力需要逼迫時に非住宅用太陽光発電が自家消費を行うことはコスト削減にもつながることから、非住宅用は余剰買取の選択肢を残すべき
25	既設のリプレースを買取対象とすべき	既設をリプレースして発電能力を向上させた設備は再生可能エネの導入促進に寄与するので対象とすべき

番号	キーワード	意見内容
<b>C. 新設・既設の取り扱いについて</b>		
26	既設も対象とすべき	既存の住宅用太陽光を含め、早くから環境に取り組んでいた事業者が損をしてしまうのは不公平。また、既設の発電施設を所有する発電事業者の経営状況等にかんがみ、全ての発電設備を買取対象とするべき。
27	新設のみとすべき	国民負担及び再生可能エネルギーの導入促進を考えると、合理性のある再生可能エネルギーの範囲に限定すべき。
28	RPS法施行後の既設も対象とすべき	既設全部ということではなく、RPS法施行後(2003年4月)のものに限って対象にすべき。
29	既設は事業実施年数を差し引いて対象とすべき	既設は直ちに対象外とするのではなく、買取期間から実施済事業年を差し引いた期間のみ対象とすべき。
<b>D. &amp;E. 買取価格、買取期間の設定方法について</b>		
30	電源ごとの価格設定	再生可能エネルギーにはいろいろな種類がある。エネルギー源ごとの発電コスト等を踏まえて買取価格を設定すべき。
31	一律の価格設定	コストパフォーマンスに優れるため、一律の買取価格を設定すべき
32	買取価格は随時見直すべき	再生可能エネルギーの普及に伴う導入コストの低減を考慮すると、買取価格は常時見直されるべき。
33	住宅用太陽光を高値で買い取るべき	設置コストがなかなか下がらないので、高値で買い取るべき。買取期間は20年とすべき。
34	非住宅用PVを高値で買い取るべき	太陽光の非住宅用は今後拡大すべき分野。思い切ってメリットのある価格設定にすべき。48円/kWh以上とするべき。
35	小型風力を高値で買い取るべき	小規模な風力発電所はコスト面では大規模には劣るため、英国のように買取価格やその他支援制度などで大規模な風力発電事業よりも優遇すべき。
36	バイオマスを高値で買い取るべき	バイオマスの種類によって買取価格を設定すべき。特に家畜排泄物処理バイオガスについては、メタンガス排出抑制効果を考慮し(例:ドイツ)、より高い買取価格(例えば28円)に設定すべき。また、出力の急激な変動が少ないため、系統対策コストが安価にすむ点も考慮すべき
37	買取価格には補助率を勘案すべき	買取価格は補助率を勘案して設定すべき。
38	既導入者との公平性に配慮すべき	既に太陽光パネルを導入している者のほうが不利になるような価格設定は避けるべき
39	地域の日照量の格差に配慮すべき	日照時間の地域間格差に応じた買取価格の調整をすべき
40	離島の追加的なコストに配慮すべき	離島は新エネルギーに取り組みたくても、コストが高つく。買取価格について遠隔地用の補正をするべき
41	買取期間を20年以上に	設備に投じたコスト回収等の観点から、買取期間を少なくとも20年間以上にすべき
<b>II 負担方法についてのオプション</b>		
<b>F. 費用負担の方法について</b>		
42	税方式にすべき	電力会社と他のエネルギー産業との不公平な競争にならないようにするべき。
43	税方式にすべき	総合的な環境政策の下、税その他の方法で負担すべき。低所得者への配慮も行うべき。
44	税方式にすべき	費用負担をサーチャージ方式にすると電気料金が上がり、消費者の電気離れが進み、ガスや自家発電設備等を選択する消費者が増えると地球温暖化対策の流れに逆行することにつながりかねない。オール電化住宅やエコキュート普及に影響が出るのでは。また、エネルギー多消費産業への影響が大きくなってしまいうため、税方式が望ましい。
45	電気料金上乗せ方式にするべき	受益者負担の原則から電気料金に上乗せするべき。また、電力消費が多い方は相応の負担があってしかるべき。
46	電気料金に上乗せすべき	石油石炭税の税収のうち、すでに3000億円が省エネ・新エネ対策に充てられており、すでに地球温暖化対策として多額な負担をしている。さらにバイオ燃料の導入により十分に貢献してきているため、電気料金に上乗せするべき。
47	エネルギー間の公平性	電気料金だけに課金するのはおかしい。ガス・石油も含めたエネルギー全般で負担すべき。
48	サーチャージの透明性	サーチャージは国民からみれば税金と同様なので、使途が明確になるようにし、さらに3年ごとに見直すような制度が必要。
49	家庭負担は反対	太陽光発電が設置できない事情の家庭もあるので、すべての家庭に負担を負わせるのは反対である。
<b>G. 地域間調整について</b>		
50	地域間調整すべき	再生可能エネルギーが多く導入される地域ほど電気代が高くなるならば、導入インセンティブが減殺されるのでは。再生可能エネルギーを導入可能な地域は限られているので、地域間の負担額は調整すべき。
51	都市と農村の違いに配慮すべき	都市部と農村部では電気の使用形態も異なるので、地域間の違いを考慮すべき。
52	地域間調整不要	不公平感を生み再生可能エネルギーの利用促進の妨げになるため、全国同一の単価にすべき。
53	地域間調整不要	もともと電気料金自体が地域ごとに違うので、負担額を同一にする必要なし。
<b>H. 特定の分野に対する軽減措置の是非について</b>		
54	軽減すべき	製造業の負担が大きく、産業空洞化や国際競争力の低下を招く。国際競争にさらされ低収益率の中小企業にとって、死活問題であるため、軽減措置を適用するべき。もし海外移転となったら、省エネ技術の劣る移転先でのエネルギー消費により、地球全体としてCO2増大につながる。

番号	キーワード	意見内容
55	軽減不要	最終的には製品価格に上乗せされるので問題ない。国際競争力の観点からは「戻し減税」のような措置を行えばいいのではないかと。大量電力消費者は元々電気料金を低く設定されているので、電気料金に一定比率で上乗せる分には問題ない。
56	ピークシフトへの貢献を評価すべき	夜間傾斜操業や電力負荷平準・化石燃料低減に貢献しているため、これらを評価した負担軽減・除外措置を検討して頂きたい。
57	中小企業の負担を軽減するべき	規模が小さい事業所には負担の軽減をするべき。
58	消費者の負担を軽減するべき	省エネ努力をしている消費者にも一律負担にするのではなく、国、自治体、企業が一定の負担をした上で、国民負担の在り方を検討すべき。
59	他の環境政策と負担の調整を行うべき	環境税、排出権などの他政策と関連して、2重3重のコスト負担となることを避けるような措置を検討してほしい(欧州はそのような措置を行っている)。
60	低所得者の負担を軽減するべき	低所得者対策として、所得額によって負担を変えるべき。
61	低所得者対応は福祉政策で	負担に関して問題のある場合は、福祉政策の範疇で考えるべき。
<b>Ⅲ その他</b>		
<b>◆RPS法の扱い</b>		
62	廃止すべき	RPS法が存続した場合電気事業者にとっては自らの努力余地が少ないため、全量買取制度の施行とともにRPS法は廃止すべき。
<b>◆他の導入支援策の在り方(補助金等の財政支援・研究開発の促進・立地規制の見直し等)</b>		
63	補助金を存続させるべき	住宅用PV始めイニシャルコストが低減される補助金は、導入に当たって効果的なので全量買取導入後についても維持すべき。
64	公的債務保証制度の導入	与信力の低い中小企業において資金借入れを可能にし、市民共同出資による発電所の建設を促進するために国等の公的債務保証制度導入をすべき。
65	リース制度の導入	低所得者が買いやすくなるように、リース制度を普及させるべき。
66	研究開発支援	現状の屋根置き型のPV設置工法には漏水等の問題点が多く技術改良を支援するべき。
67	風力の系統連系余地の拡大	北海道、東北などの風況の良いところは総じて系統連系のための送電線・変圧器の容量増が必要。風力の系統連系の余地を拡大するべき。
68	風力推進のための規制緩和	風力発電の導入促進のため、建築基準法及び自然公園法の改正が必要
69	地熱推進のための規制緩和	地熱資源ポテンシャルのうち、80%以上が国立公園内にある。自然公園法の改正が必要。地熱発電と温泉を共生利用することが可能にもかかわらず、事業を進めるのが困難な状態。当事者だけに任せるのではなく、国も積極的に支援すべき。
70	小水力推進のための規制緩和	小水力の利用に際して、水利権の許可にいろいろな制限がある。再生可能エネルギー推進の重要性を中央省庁でしっかり共有するべき
71	再生可能エネルギーの優先接続	・再生可能エネルギーの新規系統連系申し込みにおいては、化石燃料電源よりも優先させ、連系可否を判断すべき。 ・電力会社・事業者の協議において、調整に当たる中立機関を設置すべき。 ・周波数変動対策の国による支援を行うべき。 ・地元同意やアセスなどを系統連系の要件とすべき。系統連系の可否費用は事業者側の負担とすべき。
<b>◆系統安定化対策とコスト負担の在り方</b>		
72	設置者が負担すべき	原因者負担の観点から設置者が負担すべき。
73	配電網は国営にすべき	配電網の安定化は必要だが大きな費用がかかるので、配電網だけ切り離し、国営にした上でコストを負担するべき。
74	リードタイム	系統安定化には、世界最先端の制御システムが必要なので、十分なリードタイムが必要であることを踏まえて導入計画を考えるべき。
<b>◆再生可能エネルギーの持つ価値の扱い(グリーン電力証書との関係整理等)</b>		
75	費用負担者に帰属すべき	買い取られた分については、費用負担をしている電気の利用者全員に権利が移転するべき。
76	発電設備設置者に帰属するべき	環境価値は導入インセンティブにつながることから、設備の設置者に帰属するべき。
77	買取側に帰属するべき	環境価値は買取行為の対価となるプレミアム価値に含まれることから、買取側に帰属すべき
78	法的な位置づけが必要	再生可能エネルギーの価値及びグリーン電力証書の取り扱いを法的に位置づけるべき。
79	PPSへの配慮	一般電気事業者だけが買取をすることになると、PPSから一般電気事業者へ再生可能エネルギー発電事業者が移り、その結果PPSのCO2排出源単位が上がり、販売先が減ることにつながりかねないことから、PPSへの配慮が必要
80	グリーン電力証書	グリーン電力証書の制度を存続させるべき
<b>◆その他</b>		
81	洋上風力を推進すべき	洋上風力の開発促進が喫緊の課題ではないか。
82	省エネを推進すべき	PV普及のみを考え、CO2削減を無視しているのではないかと。省エネを推進すべき。
83	地産地消の観点	送電ロスを考慮すると、自然循環型エネルギーを効率よく活用出来る地産地消の地域づくりを進める施策をまず考えるべき。
84	地域活性化の観点	導入には地域経済活性化というローカルな観点も重視すべき。

番号	キーワード	意見内容
85	水力発電の特殊性を考慮すべき	水力発電については、卸供給算定規則による総括原価方式を基本制度として維持すべき。新制度の導入に当たって、買取期間中や終了後の「卸供給」の位置づけに整理が必要。また、総括原価方式による売電契約制度を残し、買取制度の適用を強制しないようにすべき。
86	林地残材の特殊性を考慮すべき	木材チップの流通過程では複数の排出元材が混合され、未利用材のみを買取対象にする制度は現実的でない。さらに、バイオマス発電施設に林地残材と他の材が併存する場合、買取契約を別にする必要が生じるのでは。
87	議論の透明性確保	今後の制度設計の議論についても透明性が確保されるべき。
88	実施時期の前倒し	・平成23年末～平成24年度実施では、遅い。もっと早く実施するべき。また、もっとはっきりとした実施時期を明示して欲しい。
89	広報	・制度の必要性、全体像や詳細な内容につき十分な理解活動を行うべき。
90	再生可能エネルギー資源の地域偏在に配慮すべき	日照量の格差その他地域の状況によって導入量や発電量は大きく異なってくる。こうした地域間格差への対処を検討するべき。
91	安全性確保のための設備認証制度	安全性の確保は重要な問題であり、再生可能エネルギー発電設備全てについて認証制度が必要
92	PV全量買取移行に伴う工事費用	住宅用PVが余剰買取から全量買取に移行する場合、既設家庭等に発生する追加工事費用等の不利益への対処を検討すべき。
93	PV施工品質の確保	太陽光の販売・施工に関するトラブルに対して政府として早急に対策を講ずべき。
94	買取期間終了後の買取保証	買取期間終了後の買取価格も同様に保証すべき。